○国土交通省令第五号

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第二十三条の規定に基づき、公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月十三日　　国土交通大臣　太田　昭宏

公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則の一部を改正する省令

公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則（昭和二十七年建設省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二号別表⑵備考一中「、日本郵政公社」を削り、「及びその他の」を「その他の」に改め、同様式別表⑺中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同表備考9を次のように改める。

10　株主資本以外の各項目のうち、その他有価証券評価差額金について、主な変動事由及びその金額を表示する場合、時価評価の対象となるその他有価証券の売却又は減損処理による増減は、原則として、以下のいずれかの方法により計算すること。

⑴　損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法

⑵　損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額を表示する方法

この場合、評価・換算差額等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示すること。また、当該税効果の額の表示は、評価・換算差額等の内訳項目ごとに行う方法又はその他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の額の合計による方法のいずれによることもできる。

また、繰延ヘッジ損益についても同様に取り扱うこと。

なお、税効果の調整の方法としては、例えば、評価・換算差額等の増減があつた事業年度の法定実効税率を使用する方法、繰延税金資産の回収可能性を考慮した税率を使用する方法等がある。

別記様式第二号別表⑺中備考8を備考9とし、備考5から備考7までを一つずつ繰り下げ、備考4の次に次のように加える。

5　当期首残高については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第２条第３項第59号に規定する遡及適用（以下単に「遡及適用」という。）又は同項第64号に規定する誤謬の訂正（以下単に「誤謬の訂正」という。）をした場合には、当期首残高及びこれに対する影響額を記載する。

別記様式第二号別表⑻中

「

2　重要な会計方針 3　貸借対照表関係 4　損益計算書関係 5　株主資本等変動計算書関係 6　税効果会計 7　リースにより使用する固定資産 8　関連当事者との取引 9　一株当たり情報 10　重要な後発事象 11　連結配当規制適用の有無 12　その他		

」を

「

2　重要な会計方針 3　会計方法の変更 4　表示方法の変更 5　会計上の見積りの変更 6　誤謬の訂正 7　貸借対照表関係 8　損益計算書関係 9　株主資本等変動計算書関係 10　税効果会計 11　リースにより使用する固定資産 12　金融商品関係 13　賃貸等不動産関係 14　関連当事者との取引 15　一株当たり情報 16　重要な後発事象 17　連結配当規制適用の有無 18　その他		

」に改め、同表備考1を次のように改める。

1　記載を要する注記は、以下のとおりとする。

	株式会社		
	会計監査人設置会社	会計監査人なし	
		公開会社	株式譲渡制限会社
1　継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況	○	×	×
2　重要な会計方針	○	○	○
3　会計方法の変更	○	○	○
4　表示方法の変更	○	○	○
5　会計上の見積りの変更	○	×	×
6　誤謬の訂正	○	○	○
7　貸借対照表関係	○	○	×
8　損益計算書関係	○	○	×
9　株主資本等変動計算書関係	○	○	○
10　税効果会計	○	○	×
11　リースにより使用する固定資産	○	○	×
12　金融商品関係	○	○	×
13　賃貸等不動産関係	○	○	×
14　関連当事者との取引	○	○	×